

自己搬入される方へ

ごみの分別と出し方

必ず透明又は半透明の袋で提出してください。
 許可業者以外の **青ナンバー** (緑地に白字) **黒ナンバー** (黒地に黄字) の車両については搬入出来ませんのでご注意ください。

燃やせるごみ 絶対に金属等は入れないで下さい。

① **生ごみ** **料理くず・残飯等**
 ☆堆肥化施設のある市町…生ごみは堆肥化施設に出して下さい。
 ☆堆肥化施設のない市町…コンポストなどを利用しましょう。
 注！ 食品製造業等から生じた動植物残渣は産業廃棄物になりますので搬入できません！

② **紙くず** **写真・感熱紙・カーボン紙・ビニールコート紙 資源回収に出せない汚れた紙類等**
 ☆コピー用紙・新聞・雑誌・段ボール等
 「資源回収」に出して下さい。
 ☆資源回収に出せない段ボール等は長さ50cm以内に切断して下さい。
 (長さ50cmを超え200cm以内のものは「燃やせないごみ」になります。)
 ☆資源回収に出せない電話帳・辞典等で厚さ2cmを超えるものは「燃やせないごみ」になります。
 ☆文具に付属している金具類は「燃やせないごみ」になりますので取り外して下さい。
 注！ 建設業・印刷出版業・印刷工場等から生じたものは産業廃棄物になりますので搬入できません。

③ **木くず・草類** **小枝・板切れ・枯葉・刈草等**
 ☆木製品・板切れは縦(厚さ)3cm以内、横(幅)20cm以内、長さ(奥行)50cm以内に切断して下さい。
 ☆小枝・角材は直径(幅)3cm以内、長さ(奥行)50cm以内に切断して人が持てる程度にひもで束ねて下さい。
 ☆刈草等は出来る限り乾燥させて、土を取り除いて下さい。
 注！ 建設業・木製品製造業等から生じたものは産業廃棄物になりますので搬入できません。

④ **繊維くず** **衣類・寝具類・じゅうたん・マット・カーテン ロープ・ひも類等**
 ☆衣類は出来るだけ小さく切断して下さい。
 ☆その他の繊維くずは、長さ50cm以内に切断して下さい。
 (50cmを超え200cm以内のものは「燃やせないごみ」になります。)
 注！ 建設業から生じたものは産業廃棄物になりますので搬入できません。

⑤ **プラスチック類(含合成品)**
 ☆事業活動に伴い排出される「廃プラスチック類」は産業廃棄物になりますので受入できませんが、事業活動の伴わない日常生活に係わる項目については下記規格内であれば受入致します。☆☆

ポリ容器・トレー・卵パック・袋類・発泡スチロールの箱・バック類・玩具 履物・台所用品・額縁・CD・緩衝材・ビデオテープ・シート・ホース・ひも等
 ☆容器等は内容物を取り除き、乾かして下さい。
 ☆ポリ容器(2ℓ超)は「燃やせないごみ」になります。
 ☆縦(厚さ)3cm、横(幅)20cm、長さ50cm以内に切断して下さい。
 (この大きさを超えるものは「燃やせないごみ」になります。)
 ☆**ペットボトルは資源ごみとなります。**
 注！ 事業活動に伴い排出される漁網、ロープ等は産業廃棄物になりますので搬入できません。

⑥ **皮革・ゴムくず**
 ☆事業活動に伴い排出される「皮革・ゴムくず」は産業廃棄物になりますので受入できませんが、事業活動の伴わない日常生活に係わる項目については下記規格内であれば受入致します。☆☆
履物・靴・バック類等
 ☆長さ50cm以内に切断したもの。
 ☆50cmを超え200cm以内のものは「燃やせないごみ」になります。
 ⑦ **その他** **食用油**
 ☆厨房等から出される少量の食用油は紙や布にしみ込ませるか、凝固剤で固めて下さい。

スポーツ・レジャー用品
(自転車・三輪車・ゴルフセット・スキーセット・金属バット等)
 ☆自転車は他のごみと区分して、別搬入して下さい。

プラスチック製品
(シート・ホース・ロープ・ラック・ブラインド・衣装ケース ポリ[2ℓ以上]容器等)
 ☆長さ200cm以内に切断して下さい。(シート等は丸めなくて、たたんでひもで縛って下さい。)
 ☆出来るだけ50cm以内に切断し「燃やせるごみ」として搬入して下さい。

④ **紙くず** **資源回収に出せない汚れた 電話帳・辞典等・段ボール等**
 ☆厚さ2cmを超えるもの、長さ200cm以内
 (できるだけ厚さ2cm以下、長さ50cm以下は「燃やせるごみ」に出して下さい。)
 注！ 建設業・印刷出版業・印刷工場等から生じたものは産業廃棄物になりますので搬入できません。

⑤ **木製品・木くず** **家具類・板材・木の枝等**
 ☆家具類は長辺200cm、短辺120cm以内のもの。
 ☆板材・木の枝は太さ10.5cm、幅30cm、長さ150cm以内のもの。
 (この大きさを超えるものは、基準以下に切断又は解体して下さい。)
 ☆スプリング入りソファ、ベッド等は他のごみと区分して搬入して下さい。
 注！ 建設業・木製品製造業等から生じたものは産業廃棄物になりますので搬入できません。

⑥ **繊維くず** **布団・カーペット・カーテン・じゅうたん・マットレス等**
 ☆長さ200cm以内に切断して下さい(丸めなくて、たたんでひもで縛って下さい。)
 《お願い》出来るだけ50cm以内に切断し「燃やせるごみ」として搬入して下さい。それが困難な場合、布団等は別搬入して下さい。
 (布団については1日に20枚までしか搬入できません。)
 ☆スプリング入りマットは他のごみと区分して搬入して下さい。
 注！ 建設業から生じたものは産業廃棄物になりますので搬入できません。

⑦ **皮革・ゴムくず**
 ☆事業活動に伴い排出される「皮革・ゴムくず」は産業廃棄物になりますので受入できませんが、事業活動の伴わない日常生活に係わる項目については下記規格内であれば受入致します。☆☆
ホース・バンド・マット等
 ☆長さ200cm以内に切断して下さい。
 ☆出来るだけ50cm以内に切断し「燃やせるごみ」として搬入して下さい。

燃やせないごみ

① **ガラスくず**
 ☆事業活動に伴い排出される「ガラスくず」は産業廃棄物になりますので受入できませんが、事業活動の伴わない日常生活に係わるものについては受入致します。☆☆
鏡・コップ類・窓ガラス・びん等
 ☆割れやすいびん・ガラス・蛍光灯・電球は紙で包み「危険」と表示して下さい。
 ☆飲料・食品・調味料用のびんは「資源ごみ」になりますので、中身を取り除き、軽くゆすいでリサイクルプラザに搬入して下さい。

② **陶器くず**
 ☆事業活動に伴い排出される「陶器くず」は産業廃棄物になりますので受入できませんが、事業活動の伴わない日常生活に係わるものについては受入致します。☆☆
食器類・花瓶等

③ **金属くず・プラスチック類(含合成品)**
 ☆事業活動に伴い排出される「金属くず」「廃プラスチック類」は産業廃棄物になりますので受入できませんが、事業活動の伴わない日常生活に係わるものについては受入致します。☆☆

小型金属製品(傘・カメラ・玩具・バケツ・洗面器) 台所用品(鍋・やかん・フライパン)・ハンガー 汚れた空き缶等
 ☆出来るだけスクラップ業者に出して下さい。
 ☆缶類は「資源ごみ」になりますので、中身を取り除き、軽くゆすいでリサイクルプラザに搬入して下さい。

家庭用電化製品
(アイロン・カセットデッキ・炊飯器・掃除機・乾燥機・ステレオ・ラジオ ドライヤー・ホットプレート・除湿機・電気毛布・電気カーペット・ビデオデッキ・電子レンジ)
 小型家電は、お住いの市町において無料回収を行っております。
 回収ボックスを活用し、ごみの減量・再資源化へのご協力をお願いします。

《家電リサイクル対象5品目は除く》
 ☆出来るだけ買い替えの時に販売店に引き取ってもらって下さい。
 ☆乾電池・電気コードは取り除いて下さい。
 ☆長さ200cm以内に切断して下さい。

暖房・厨房機器
(石油ストーブ・煙突・ガス湯沸かし器・室内灯油タンク[90ℓ以下] ガスレンジ・食器棚等)
 ☆出来るだけ買い替えの時に販売店に引き取ってもらって下さい。
☆電池・灯油は必ず除去して下さい。
 ☆石油ストーブは他のごみと区分して、別搬入して下さい。

危険ごみ ※リサイクルプラザへ搬入して下さい。

① **スプレー缶類** ☆中身を使い切ってから**穴を開けず**に出して下さい。
 ② **ライター類** ☆中身を使い切ってから出して下さい。
 ③ **電池類** ☆リチウムイオン充電電池なども含まれます。

メルトタワー21で処理できないごみ

- ① 関係市町村の区域外で発生した廃棄物
- ② 燃やせる、燃やせないごみ分類の中で、長さ・幅(厚さ)等が規格外のもの
 - ★ 金属製品類：厚さ(肉厚)3mm、長さ200cmのいずれかを超えるもの
 - ☆ 電化製品付属品：コード等の長さが200cmを超えるもの
 - ★ 暖房・厨房機器：90ℓを超える灯油タンク
 - ☆ 紙類：段ボール等で200cmを超えるもの
 - ★ 木製品：縦120cm、幅30cm、長さ150cmのいずれかを超えるもの
 - ☆ 木くず類：太さ10.5cm、幅30cm、長さ150cmのいずれかを超えるもの
 - ★ 繊維類：長さ200cmを超えるもの
 - ☆ プラスチック製品：長さ200cmを超えるもの
 - ★ 皮革・ゴム類：長さ200cmを超えるもの

- ③ 有毒性物質
 - ★ 農薬・有害性のある薬品及び容器、強酸性又はアルカリ性の物質等

- ④ 感染性のあるもの

- ⑤ 危険性のあるもの
 - ★ 火薬類・バッテリー・消火器・注射針・プロパンガスボンベ等

- ⑥ 引火性・発火性のあるもの
 - ★ 揮発油(シンナー・ガソリン・ベンジン等)・灯油・廃油等

- ⑦ 著しく悪臭を発するもの
 - ★ 人及び動物の排泄物・汚泥

- ⑧ 液状又は泥状のもの
 - ★ 油・ペンキ等・汚泥

- ⑨ 粗大ごみ
 - ★ 長辺200cm、短辺120cmのいずれかが超えるもの(家具類・ピアノ・オルガン・浴槽等)

- ⑩ 著しく重量のあるもの
 - ★ 重量が25kg以上

- ⑪ 金属塊又は金属が組み合わされたもの
 - ★ 各種機械器具・エンジン・ポンプ・モーター類・鉄アレイ・バーベル・電動工具

- ⑫ 事業系資源ごみ
 - ★ 缶・びん・ペットボトル

- ⑬ 家電リサイクル対象品等
 - ★ テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・エアコン (パソコンは各メーカーに相談下さい)

- ⑭ 特別管理一般廃棄物
 - ★ エアコン・テレビ・電子レンジに含まれるPCB使用部品、焼却施設から生じた、ばいじん及び病院・診療所から生じる感染性一般廃棄物

- ⑮ その他適正処理困難物
 - ★ 自動車・オートバイ・パソコン・鉄くず・タイヤ・ボーリングの玉・屋外用灯油タンク・トナー・農業用ビニール・漁網・ドラム缶・強化プラスチック製品
 - ☆ 強固に圧縮・梱包されたもの
 - ★ 含水率の高いもの

他のごみと区分して搬入

- ① 道路等の動物(犬・猫等)の死体
 - ★ 事前に西胆振環境(株)に連絡のうえ搬入(最終処分場持込)して下さい。
- ② 金属製品
 - ★ 自転車・石油ストーブ
- ③ 畳
 - ★ 45cm×90cmに切断のうえ、搬入して下さい。
 - ★ 1日に10畳分までしか搬入できません。
- ④ スプリング入りソファ・マット・ペット
 - ★ 事業活動に伴い排出されるホテル・病院からのものは受入できません。
 - ★ 事前に西胆振環境(株)に連絡のうえ搬入して下さい。

ごみ処理の流れ



分別する

燃やせる

燃やせない

資源ごみ

危険ごみ

自己搬入許可業者

自己搬入許可業者



メルトタワー21

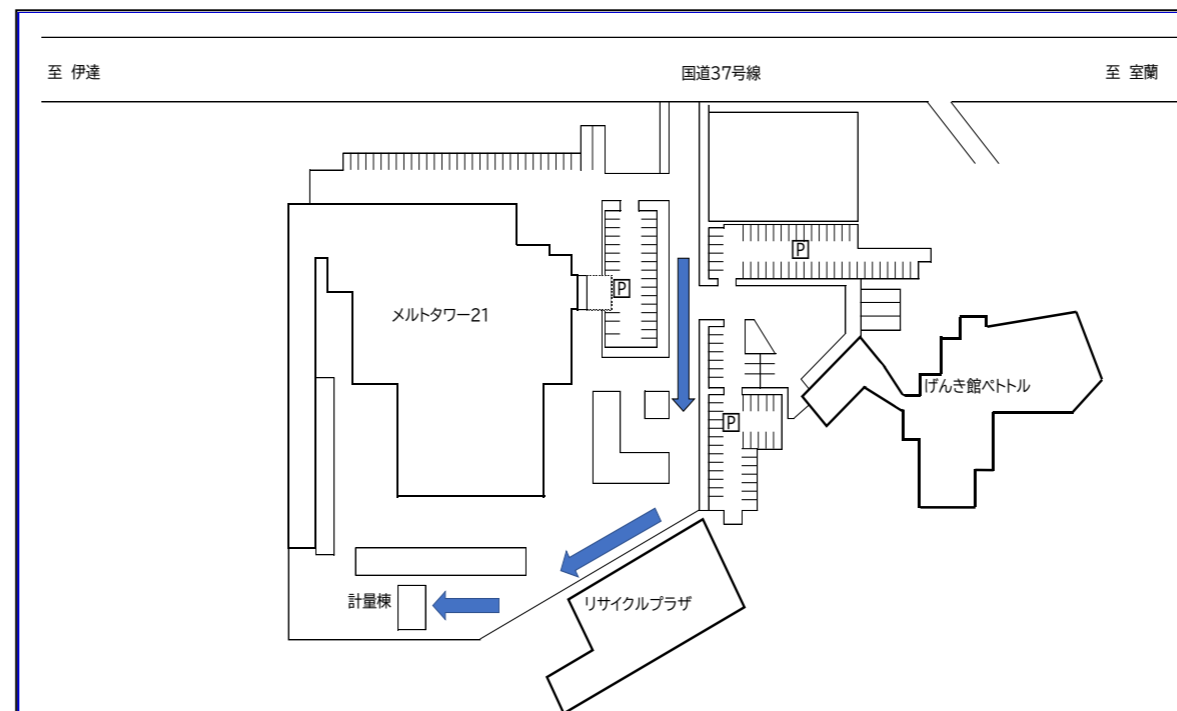


リサイクルプラザ

? 処理処分方法 ?

- ◇ 専門業者に相談する(産業廃棄物等)
- ◆ メルトタワー21で処理できる規格内の大きさにする
- ◇ 購入先に相談する
- ◆ 資源回収にまわす

施設案内図



事業者の皆様へ

事業系ごみの出し方

◎ 事業者の責務 ※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条

事業者によって生じるごみ(事業系ごみ)については、廃棄物処理法や各市町村の条例により、事業者が自らの責任において適正に処理しなければなりません。

◎ 事業系ごみとは?

各種事務所、店舗、美容院、飲食店、旅館、ホテル、学校や官公庁の事業活動(一般家庭以外)に伴って生じた廃棄物の事をいいます。

このうち、産業廃棄物に該当しないごみを事業系一般廃棄物といいます。

お店や事務所が住まいと一緒に(店舗兼用住宅)の場合であっても、これらの事業所から出るごみは事業系です。

メルトタワー21では家庭から出るごみの他、事業系一般廃棄物についても支障がなければこれを受入れる事としています。メルトタワー21で受入れる事業系ごみについて、その出し方を説明しています。

ごみを直接、メルトタワー21に、持込んだ場合

◇ 処理料金 500円/100kg
100kg以上は10kg毎に50円が加算されます。



◆ 受付時間
毎日午前8時30分～
午後5時00分

但し日曜日は燃やせないごみの受付をしておりません。

連絡先一覧

西いぶり広域連合

室蘭市石川町22番地2
TEL 0143-59-0705 FAX 0143-59-7005

西胆振環境(株)

室蘭市石川町22番地2
TEL 0143-50-2160 FAX 0143-59-7090